

1.4 保安のための管理体制及び管理事項

1.4.1 発電用原子炉施設の運転に係る保安の考え方

発電用原子炉施設の運転に係る保安活動は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づき、川内原子力発電所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。

発電用原子炉施設の運転に係る保安の考え方と保安規定の関係を第1.4.1表に示す。

なお、発電用原子炉施設の運転に係る保安の考え方の詳細については、添付資料-2「川内原子力発電所原子炉施設保安規定（要則）」（以下「添付資料-2 保安規定」という。）の「第 1 章 総則」を参照する。

1.4.2 品質保証活動

品質保証活動は発電所の安全を達成・維持・向上させるため、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

品質保証活動と保安規定の関係を第 1.4.1 表に示す。

なお、品質保証活動に係る保安のための管理体制及び管理事項の詳細については、「添付資料-2 保安規定」の「第 2 章 品質保証」、「第 3 章 保安管理体制及び評価」、「第 10 章 保安教育」及び「第 11 章 記録及び報告」を参照する。

1.4.3 運転管理

運転管理活動は通常運転時及び事故・故障時における適切な運転操作のために必要な教育・訓練、運転員の組織・体制の確立、運転操作マニュアル類の整備、系統監視や巡視点検による異常の早期発見、定期的な試験による機器の機能確認等を適切に行うことにより、プラントの安全・安定運転を確保することを目的とする。

運転管理と保安規定の関係を第 1.4.1 表に示す。

なお、運転管理に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料 -2 保安規定」の「第 4 章 運転管理」を参照する。

1.4.4 燃料管理

燃料管理活動は新燃料の受入れ・貯蔵、燃料の検査・装荷・取出し、使用済み燃料の貯蔵・搬出、炉心管理、水質管理、予期せぬ臨界の防止、崩壊熱除去などを適切に行い、燃料の健全性を確保することを目的とする。

燃料管理と保安規定の関係を第 1.4.1 表に示す。

なお、燃料管理に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料 -2 保安規定」の「第 5 章 燃料管理」を参照する。

1.4.5 放射性廃棄物管理

放射性廃棄物管理活動は発電所から放出される放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、法令に定められる濃度限度を遵守することは当然のこととして、ALARA の考え方にに基づき放出量の低減に努め、公衆の被ばく線量を低いレベルに制限することを目的とする。また、放射性固体廃棄物については、適切に保管又は貯蔵するとともに、保管量の低減に努める。

放射性廃棄物管理と保安規定の関係を第 1.4.1 表に示す。

なお、放射性廃棄物管理に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料-2 保安規定」の「第 6 章 放射性廃棄物管理」を参照する。

1.4.6 放射線管理

放射線管理活動は「合理的に達成可能な限り低く」という ALARA の精神を踏まえ、放射線管理区域の区域管理、放射線管理区域内における線量当量率等の測定、被ばく低減対策、環境放射線モニタリングなどを適切に行い、放射線業務従事者及び一般公衆の放射線防護を確実に実施することを目的とする。

放射線管理と保安規定の関係を第 1.4.1 表に示す。

なお、放射線管理に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料-2 保安規定」の「第 7 章 放射線管理」を参照する。

1.4.7 保守管理

保守管理活動は発電所を構成する設備の点検・補修・改良、予防保全、経年劣化の監視などを適切に行い、その機能の健全性の確認と信頼性の維持向上を図ることを目的とする。

保守管理と保安規定の関係を第 1.4.1 表に示す。

なお、保守管理に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料-2 保安規定」の「第 8 章 保守管理」を参照する。

1.4.8 緊急時の措置

緊急時の措置は発電所の方が一の事故発生時における公衆への影響を最小限にとどめるために、緊急時における体制の確立、通報連絡及び実施に係る社内マニュアルなどを整備し、これら一連の対応を適切に実施できる体制を確立し、訓練を実施することにより、原子力災害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

緊急時の措置と保安規定の関係を第 1.4.1 表に示す。

なお、緊急時の措置に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料-2 保安規定」の「第 9 章 非常時の措置」を参照する。

1.4.9 安全文化の醸成活動

安全文化の醸成活動は発電所の安全を最優先とした保安活動を確実なものとするため、保安活動の基礎となる安全文化を醸成するための活動を計画し、実施し、評価し、継続的に改善することにより、安全を最優先とする価値観を組織内に浸透させることを目的とする。

安全文化の醸成活動と保安規定の関係を第1.4.1表に示す。

なお、安全文化の醸成活動に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料-2 保安規定」の「第 1 章 総則」を参照する。

第 1.4.1 表 保安のための管理体制及び管理事項と保安規定の関係

保安のための管理体制及び管理事項	保安規定	
1.4.1 発電用原子炉施設の運転に係る保安の考え方	第 1 章 総則	第 1 条 第 2 条 第 2 条の 2
1.4.2 品質保証活動	第 2 章 品質保証	第 3 条
	第 3 章 保安管理体制及び評価	第 4 条
		第 5 条
		第 6 条
		第 7 条
		第 8 条
		第 8 条の 2
		第 9 条
1.4.3 運転管理	第 10 章 保安教育	第 9 条の 2
		第 129 条
	第 11 章 記録及び報告	第 130 条
		第 131 条
	第 4 章 運転管理	第 132 条
		第 11 条
		第 11 条の 2
		第 12 条
		第 13 条
		第 14 条
		第 15 条
		第 16 条
		第 17 条
		第 17 条の 2
		第 17 条の 3
		第 17 条の 4
		第 17 条の 5
第 17 条の 6		
第 17 条の 7		
第 18 条		
第 18 条の 2		
第 19 条～第 85 条		
第 86 条		
第 87 条		
第 88 条		
第 89 条		
第 90 条		
第 91 条		

保安のための管理体制及び管理事項	保安規定	
1.4.4 燃料管理	第 5 章 燃料管理	第 92 条 第 93 条 第 94 条 第 95 条 第 96 条 第 97 条
1.4.5 放射性廃棄物管理	第 6 章 放射性廃棄物管理	第 98 条 第 98 条の 2 第 99 条 第 100 条 第 101 条 第 102 条
1.4.6 放射線管理	第 7 章 放射線管理	第 103 条 第 104 条 第 105 条 第 106 条 第 107 条 第 110 条 第 111 条 第 112 条 第 113 条 第 114 条 第 115 条 第 116 条 第 117 条
1.4.7 保守管理	第 8 章 保守管理	第 118 条 第 118 条の 2 第 118 条の 3 第 118 条の 4
1.4.8 緊急時の措置	第 9 章 非常時の措置	第 119 条 第 120 条 第 120 条の 2 第 121 条 第 122 条 第 123 条 第 124 条 第 125 条 第 126 条 第 127 条 第 127 条の 2 第 128 条
1.4.9 安全文化の醸成活動	第 1 章 総則	第 2 条の 3